

上水道訓令甲第3号

長浜水道企業団職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成6年上水道訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

長浜水道企業団

企業長職務代理者

局長 前田喜代次

長浜水道企業団職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成6年上水道訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第6条の3中「当該年」を「当該年度」に改める。

第7条中「1の年」を「1の年度」に、「当該年」を「当該年度」に、「翌年」を「翌年度」に改める。

第10条第1項第4号、第5号の2、第11号、第12号および第15号中「1の年」を「1の年度」に改める。

第12条第2項中「1暦年」を「1の年度」に改める。

付 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。